

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次
◇ 告 示 一般国道の区域の決定

告 示

鳥取県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第七条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定し、及び決定されたので、道路法第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十七年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
四百三十一号	境港市昭和町一丁目地先から米子市二本木字浜田一〇八六番三 地先まで	八・〇〇 四二・〇〇	一九、八〇〇	鳥取県 知事 管理 区間
	境港市岬町四五番一丁目地先から 同市昭和町一丁目地先まで	八・五〇 八五・〇〇	七九一・八	日本 国道 管理 区間